



平成20年 3月10日 B・Y安全管理室

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 4-5-14 入江ビル7階

東神油槽船株式会社

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812

【 HNSへの対応 】

最近、HNSという言葉を目にされていると思います。これは、危険(Hazardous)・有害(Noxious)・物質(Substances)の頭文字を並べたものです。つまり、当社の船舶で運搬している白物油など*末尾注の事を云います。

平成18年に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正されました。

そして、平成20年4月1日から、HNSを積載して特定の海域を航行する特定の船舶の船舶所有者に対して、HNSを防除する資機材を配備し防除要員を確保する義務が新たに課されます。

特定の海域とは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海(含む大阪湾)です。

特定の船舶とはHNSを輸送する総トン数150トン以上のタンカー又は貨物船(兼用タンカー又は貨物船にあつては、バラ積み液体貨物の容量300m³以上の貨物槽を有する船舶に限る。)です。

どのように資機材及び要員を確保するかわですが、要員については、4級海技士資格と防災・防除の能力を有する者とされています。

資機材については、比重・蒸気圧・溶解度に応じた資材及び機械器具としてガス濃度測定装置、オイルフェンス、放水船、油回収装置、その他です。その他には防爆・エアロック構造の作業船、ガス検知器、吸着材、ゲル化剤、防除要員の装具が含まれます。

そして、現場海域に2時間又は3時間以内に到達できる場所に、これら資機材及び要員

を確保する義務を船舶所有者に課すとするものです。

以上に説明しました対象船舶が対象海域を航行する際には、資機材及び要員を確保している証書を備え付けなければなりません。

内・外航のHNS輸送船舶の各船舶所有者が資機材及び要員を確保すれば、さぞかし日本のHNS防災体制が整うであろうと思えますが、多額の費用を要します。

このため、この船舶所有者の義務を独立行政法人海上災害防止センターが代行して、資機材及び要員を確保している証明書を船舶に交付し、それを備え付ける仕組みが設けられました。

船舶所有者は同センターと船舶毎に契約して、この証明書を船舶毎に受ける必要があります。当社は、同センターと契約し、来年度分の料金を払い込みました。

さて話は戻りますが、平成20年4月1日から、HNSを防除する資機材を配備し、防除要員を確保する義務が生じます。

実はこの資機材・防除要員を確保する義務の前に、船舶所有者には既に海域に排出されたHNSを防除する義務が生じていました。

また、海上保安庁長官が船舶所有者に代わって同人の防除義務を行った場合は、その措置の費用を船舶所有者に負担させる法規定が新設されております。

更に、① 危険物が排出された場合はその後の排出の防止や、火災の発生防止や、注意喚起その他の措置が新設され、

② 火災が発生した場合は消火や、延焼の防止その他の措置を船舶所有者に命令する海上保安庁長官の権限が新設され、

③ 危険物が排出するおそれがある場合は危険物の抜き取りその他の排出防止措置を船長又は船舶所有者に命令する権限が新設されております。

海上災害防止センターは、30年以上も前から海上保安庁長官の指示により黒物油の防除措置や、船舶所有者の委託により黒物油の

防除、消火・延焼防止の措置を実施していました。これらの業務に加えて、平成18年の法改正により HNS の防除業務が既に追加されています。

昨年6月、既に当社は ISM「緊急事態対応の手順書」を改訂済みです。HNS 事故の際、第八新水丸は同手順書に拠って対処して頂ければよいのですが、第五常盤丸の参考になればと思います。以下に要約します。

- ① 危険物質及び有害物質の漏洩・流出事故は、事故船舶の乗組員では適切な防災活動が出来ない性格のものである。先ず船長は、人命の安全を最優先とし、人命に切迫した危険があるときは、安全措置を講じつつ安全が確保される区域までに退避させる。
- ② 速やかに海上保安部など官公庁に通報する。同時に付近の人及び船舶に被害を及ぼすことがないように注意を喚起する。
- ③ 船長は、人命に切迫した危険が認められないときは、安全を確保しつつ危険・有害物質の引き続く流出の防止と、安全を確保しつつ流出した物質の回収に必要な対応をとる。
- ④ 船長は、会社に事故の発生を通報して、引き続く流出の防止、海上への流れ込み・拡散の防止、付近の人及び船舶に対する注意喚起その他の防災・環境保護の措置を海上災害防止センターに依頼するよう要求する。

上記④の海上災害防止センターの措置ですが、同センターの資機材・要員確保の委託契約には、証明書の交付のほかに、証明書交付済みの船舶から HNS 事故を起したとの通報があれば自動発動して24時間の間初期対応をとる旨の約定があります。

事故発生後に同センターが講じた措置の費用は、証明書の交付とは別計算です。であるので、会社から通報するのを原則としていますが、会社・担当者との連絡が取れない夜間等においては船から同センターに事故の発生を通報して下さい。

通報を以って、同センターと HNS 事故対応防除措置の委託契約を結んだことにはなりません。だから、事故の発生の通報に止める

よう注意して下さい。そして、会社・担当者との連絡を取るようして下さい。

この自動発動や防除措置の委託契約が、法文上の義務規定や行政機関の命令により生じる義務を果たすことであります。

義務が費用に姿を変えるのですが、この法的責任・義務による費用を船舶所有者が負担したときは、船主責任保険（P&I 保険）が負担した金額をカバーしてくれます。

だから、心配は無用です。当社の船舶は十分な金額の保険を付保しております。

終わりに、HNS を排出したときや海難などにより排出のおそれがあるとき、船長は直ちに海上保安部に通報するとされていることについてお話しします。

勿論、虚偽の通報は違反ですので罰せられます。通報が遅れても罰せられますが、社会から通報の遅れを非難されても大変です。

「直ちに」とは何か？分かり難いのですが、海上保安部より先に船主に連絡しても、また製油所の棧橋では先ず操油責任者に連絡しても違反とは言えず、大丈夫でしょう。

この法律の施行規則には、排出したとき、海難のときに分けて、何を通報するのか定められています。項目が多いので省きます。

通報の最大の要点は、通報を要すると考える最低の項目が揃わなくても第一報の通報を行うことと、第一報の伝達に先立ち「こちら〇〇丸の◇◇ですが、どちらさまでしょうか」と相手の氏名を（できれば役職も）確認し、その時刻をメモしておくことです。

注 この法律の政令には、海洋環境保全上の有害物質の Y 類として、例えばベンゼン、トルエン、キシレンなどが指定されるほか、より有害な X 類や、有害性の低い Z 類が指定されています。

そして、軽油、灯油、揮発油などの油と X 類、Y 類、Z 類の有害物質の油性混合物については、指定された物質が含まれている濃度とその物質の有害性の程度に応じて、どの分類になるか決まるようになっています。